

～東京税理士会認定研修～

「信託の利用と課税関係」を開催しました

平成29年2月1日（水）於：ホテルグランドヒル市ヶ谷

TKC東京5会（東・東京会、東京都心会、東京中央会、城北東京会、西東京山梨会）では、東京税理士会より認定をいただき、年間11回の研修会の開催を予定しております。（本研修は城北東京会が担当）

平成28年度第8回目の研修を2月1日（水）に税理士・公認会計士・弁護士の関根 稔氏を講師にお迎えし、「信託の利用と課税関係」と題して開催し、155名（当会は39名参加）の税理士が参加しました。



関根 稔氏
税理士・公認会計士・弁護士

テーマ：信託の利用と課税関係

講師：税理士・公認会計士・弁護士 関根 稔氏

聴きどころ：

税理士は多様な知識のポケットを持つことが必要です。そして、高齢化社会であって高齢者が財産を持つ時代です。その人達と、相続人候補者にクリエイティブなアドバイスをする場合には信託の知識は不可欠です。財産保全信託、成年後見信託、放蕩息子信託、扶養手当信託、撤回不能信託、現金贈与信託、株式贈与信託、議決権確保信託、愛犬信託、奨学金信託、受益権二分信託、受益者連続信託など、具体的な適用場面を紹介しました。それにも増して必要なのが信託の思想です。イギリスで発明された信託というツールを、その思想と諸外国の適用事例を紹介し、単なるテクニックではない、思想としての信託を説明しました。

